

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育園)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 ACOBA
所 在 地	千葉県我孫子市本町3-4-17
評価実施期間	令和2年9月1日～令和3年2月28日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	こどものじかん保育園 コドモノジカンホイクエン		
所 在 地	千葉県浦安市東野3丁目4-11-202 ASMAC 浦安		
交通手段	JR京葉線・武蔵野線の舞浜駅・新浦安駅・地下鉄東西線の浦安駅 いずれもバス10分 ベイシティバス東海大浦安前下車すぐ		
電 話	047-702-5081	FAX	047-702-5083
ホームページ	https://kodomonoiikan.net/		
経 営 法 人	特定非営利活動法人i-net		
開設年月日	2018年4月		
併設しているサービス	無し		

(2) サービス内容

対象地域	浦安市							
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
	6	10	11	12	10	8	57	
敷地面積	434.6㎡ (テラス含む)			保育面積		296.09㎡ (延べ床面積)		
保育内容	0歳児保育	◎	障害児保育	◎	延長保育	◎	夜間保育	-
	休日保育	-	病後児保育	-	一時保育	-	子育て支援	◎
健康管理	内科健診・歯科検診(年2回)、身体計測(毎月)、その他手洗い指導等							
食 事	自園での献立作成による完全給食。離乳食対応。アレルギー応相談。							
利用時間	月～土 午前7時～午後8時(土のみ午後6時まで)							
休 日	日曜、祝日、年末年始(12/29～1/3)、災害発生時(別途基準有り)							
地域との交流	市民団体・プロラグビーチーム・商店等との交流、ボランティア受入、運営委員会							
保護者会活動	園によるクラス懇談会が年3回、個人面談は年2～3回、保育参加は任意。 保護者会があり、保護者主体の活動として年3回の会合、親子レクリエーション、園行事への協力、園児へのクリスマスプレゼント等を実施。							

(3) 職員(スタッフ)体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	15	17	32	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	21	2	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	2	4	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	浦安市こども部保育幼稚園課に利用を申請します。	
申請窓口開設時間	浦安市役所の開庁日(平日・日曜 午前8時30分～午後5時)	
申請時注意事項	浦安市の基準によります。市が配布する案内をご確認下さい。	
サービス決定までの時間	浦安市が決定し、通知します。(4月入園は例年11月申請→1月通知)	
入所相談	随時対応。見学希望は要予約(園にメールまたは電話)。	
利用料金	保育料は浦安市規定どおり。 3歳以上児は保育料は無償、別途「森のようちえん活動費」2,000円/月。	
食事料金	3歳未満児: 保育料に含む 3歳以上児の副食費: 3,000円/月	
苦情対応	窓口設置	有り(法人の事務局長、園内鍵付きポストやメール)
	第三者委員の設置	有り(民生委員、市民団体代表者の2名)

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>子どもの気持ちを受け止め、寄り添い、子どもが主体となって育つ保育園</p> <hr/> <p>【保育理念】 家庭と共に、子どもの育ちの基礎となる、こころの根っこを育みます</p> <hr/> <p>【保育目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分らしさを大切にできる子ども ・ 自分で考え、やってみようと思える子ども ・ 互いの違いを認め、仲間と生活できる子ども <hr/> <p>【保育方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが安心して過ごせる環境を整える ・ 子どもが決める暮らしを大切にする ・ 自然と触れ合い本物の経験を大切にする ・ 共に育て、支え合い、成長しあうことを大切にする
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全学年 毎日外であそびます。室内は裸足ですごします。 ・ 0～2歳児 学年毎のグループで生活します。特定の保育者が、園での父母のように、食事や排泄といった育児を担当し、丁寧に子どもと関わります。安定した日課を大切にしています。園内では布オムツで過ごします。 ・ 3～5歳児 異年齢縦割り保育を行い、三学年が一緒に過ごします。子どもが自分で生活を定める、サークルタイムを行っています。いろいろな公園に出かけ、自然と触れ合います。雨でも出かけます。課外活動として『森のようちえん』活動を取り入れています。午睡は必要な子どもだけ行っています。（年長は基本午睡無し）
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>【家庭的な保育園です】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園児は学年を超えて兄弟や親戚の子どものように、みんなで育ちます。 ・ 保育士も家族のように、子どもからも保護者からも愛称で呼ばれています。 ・ 保護者会の活動を通じて、保護者同士の交流機会も多くあります。 ・ 保育室の床は杉の無垢材を使用し、暖かで家庭的な雰囲気です。 <p>【子どもが安心して過ごせる保育園です】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児期は、特定の保育者が食事や排泄などの世話をし、子どもとの信頼関係を築けるよう、ゆるやかな育児担当を取入れています。 ・ 年間を通じて変わらぬ1日の流れ（日課）を持つことで、子どもが安心して過ごせる環境を整えます。 ・ 行事も子どもの生活に負担がないよう配慮した形で行います。 ・ どの部屋も、ままごとや積み木、絵本等の遊びのコーナー設定をしており、今日も明日も、同じ場所で、自分の好きな遊びができる安心感があります。 <p>【自然との触れ合い、いっぱい遊べる保育園です】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全学年、毎日外に出かけます。3歳児からは雨でも合羽で外に行きます。 ・ 園バスで、季節に応じて様々な自然とふれあえる公園を選んで出かけます。 ・ テラスでは、野菜の栽培や花を育てます。 ・ 近隣の公園で稲作体験（田植え、稲刈り、脱穀）をしています。 ・ 園外活動等でつかまえた虫などをクラスで育てています。 ・ 幼児クラスでは、野外保育「森のようちえん」を取り入れ、園で用意したお弁当を持って1日外で過ごす活動を行っています。 <p>【子どもの主体性が育まれる保育園です】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定した日課やあそびのコーナー設定により、子どもは、繰り返される日々の中で、生活に見通しを持ち、自ら行動できるようになります。 ・ 幼児クラスでは、子どもが行事や生活について話し合う「サークルタイム」をとられています。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
1. 理念実現の為に職員と保護者が協力した園運営
“子どもが子どもらしい時間を過ごせる生活環境(保育姿勢)”を提供していきたいとする想いが、保育生活・施設整備や玩具、そして園名にも反映されている。園全体で理念の実現に向け「研修など」に取り組み、職員の育成と成長を促し、保護者の協力を得て園運営に取り組んでいる。
2. 市街地の中で家庭的な環境づくり
JR新浦安駅・東西線浦安駅などからバスで10分程度、地域は集合・戸建てからなる住宅地が形成される。バスの便も良く、近隣には私立学校や老人ホーム、大小の公園のほかスーパーマーケットや飲食店など生活に便利な市街地にあるビルの2階に立地する。 子ども・保護者・保育者は対等な立場で、保育園は家庭(家族の営み)の延長の場という考えを具体化して表現している。保育者を「先生」とは呼ばず愛称で呼ぶ。給食室を「台所」、給食を「食事」と呼ぶなど、家庭的な環境をできる限りつくりだし、子どもを中心とした社会を園内で創造し維持しようとしている。
3. 設備や用具等に自然素材のものを多用
床に無垢の杉材を使用し、子どもはいつも裸足で過ごしている。玄関中央には自然木を設置して、子ども達が木登りを楽しむことができるようにしている。玩具は布や木製のものを多く用意し、食器も陶器を使用している。キャラクターのついた物品を利用したり、飾ったりしていない。
4. 自然との関わりと外遊びを重視し実践
外あそび(園外保育)を毎日実施することを基本におき、徒歩による近隣公園や園バスを利用してこどもの広場や弁天ふれあいの森公園などの様々な場所に出かけている。幼児クラスでは雨具を用意し、雨の日も園外活動にでかけることがある。市街地にある保育環境ではあるが自然との関わりや外あそびを重視している。
さらに取り組みが望まれるところ
1. 次の飛躍に向けての取り組み
開設4年目をまもなく迎える。この間、基本的な運営体制も確立し職員も定着、保護者との協力関係も出来上がるなどの多くの成果があった。今後は、次のステップとして一段高い視点での「よりよい保育、目指す保育」となる園を目指し、更に充実させる事が必要と思われる。認可保育所であり社会福祉事業である視点と合わせて、園独自の特色を活かした事業計画や人事育成計画等の長期的展望をもった取組みに期待したい。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)
今回が当園では、初めての第三者評価受審となりました。開園から3年を迎え、運営も軌道にのりつつある、このタイミングで客観的に評価をいただく機会が持てたことは、今後のより良い運営にむけてとても意味のあることだったと感じています。 事前の資料準備の際や保護者のアンケート結果をいただいた際、そして評価員の方からのご意見をいただいた際にも、職員会議等で情報共有をし、改めて園の現状(良い面、改善が必要な面)を園全体で共通認識を持つことができました。改めて、園の特色を活かした保育計画、中長期の事業計画の立案、人材育成計画などの充実も目指してまいります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3		
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3		
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3		
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化 計画の適正な策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	
				5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	4	1
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4		
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4		
			13 利用者満足の向上	4		
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4		
		2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み 提供する保育の標準化	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	
				16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	
		3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	
				18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	
		4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価 子どもの健康支援 食育の推進	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	
				20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	
				22 身近な自然や地域社会と関わられるような取り組みがなされている。	4	
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	
				24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	
				25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	
				27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	
		5 安全管理	環境と衛生 事故対策 災害対策	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	
				31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	
				32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	
		6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	
		計				128

項目別評価

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。 □確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念や方針は明確に定められ、ホームページをはじめ案内文書や園だよりなど各種の文書に記載されている。NPO法人が運営し「子育て中の家庭と子どもを見守り、支えることのできる地域づくり」を目指しているが、その理念にそった具体的活動の一つが本園であることがわかる。法人は「子どもが子どもらしく育つことに寄与する」と明確に人権擁護と自立支援を掲げている。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念や基本方針を園内掲示するほか、職員用の「保育ガイドライン」が作成されていて、懇切ていねいに説明している。ガイドラインは採用時やその後の研修で活用されている。毎月の園内研修でもとりあげられ、理念と基本方針を繰り返し触れるように配慮されている。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>「保育園生活のしおり」(重要事項説明書)と題する資料が利用者に配付されている。「しおり」には理念や基本方針がしっかり記載され説明されている。説明会で利用者に説明するほか、入園後も園だより等で触れていて、園としての考え方を利用者に日常的に周知する姿勢がみられる。</p>	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている
<p>(評価コメント)</p> <p>保育園の事業は運営法人の事業計画に含まれ、保育施設の運営は法人の一事業として位置づけされている。毎年度末に事業計画の振り返りを行い、その課題を次年度事業計画書に反映し実施している。開設して4年目を迎える保育園であり、職員も定着し、経験を積んできた。それらの職員が日常見つけた課題は、クラス会・合同会議・リーダー会議・全体会議での話し合いを経て、重要課題として園全体として解決に取り組む仕組みがある。</p>	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園長が運営法人の代表理事であることから、運営法人と施設の事業計画や課題・方針には当然に深く関与している。従って、法人幹部と保育施設職員とが話し合う仕組みは作られている。園には各種の会議があり、事業について定期的な反省と評価とが行われ、意見が交換されると共に、職員の共有化への努力もしている。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員からの要求によってチーム別会議を開く。園長も同席し具体的な保育実践について確認し必要な指導をしている。運営法人は客観的な評価を行うべく人事考課の仕組みを確立している。その中で自己評価の内容や聞き取りによって人間関係や能力向上について話し合っている。</p>	
7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員向けに配付される「ガイドライン」には全国保育士会による倫理綱領が盛り込まれていて、採用時の研修を通して周知が図られている。同ガイドラインには、身だしなみや行動についても倫理的側面から触れられている箇所が見受けられる。運営法人はプライバシーポリシーを定め、職員に周知するほか公表している。</p>	

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人材育成方針が明文化されている。 ■職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>人事制度は①資格等級制度②人事評価制度に整理され明文化されている。更に制度運用について「手引き」を作成して職員に明示、評価と給与の関係についても触れるなど客観性と透明性が確保されている。評価結果については、個別面談を通して職員に説明されている。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
<p>(評価コメント)</p> <p>労務管理システムによって休暇などを把握、改善などが必要な場合には面談や体制見直しなどを実施している。メンター制度を導入し育成を組織的・計画的に行っていて相談しやすい工夫をしている。乳幼児を育てている職員に手当を用意したり、予防接種補助なども導入、休暇の取得率も高い。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>人事制度の中で保育職員を5段階の等級に区分し、役職との関係などを明示している。人材育成には研修計画を立てて実施しているほかに、自己評価による振り返りとあらたな目標の設定、その実現にむけてOJTを行っている。人材育成計画については現在中短期のものが作成され運用されている。今年4月で開設4年目を迎える園であり、長期の人材育成計画は園の将来像を踏まえて検討中である。</p>		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>運営法人の理念に「子どもの視点に立つ」と明示し、職員向けガイドラインでは「子どもの生まれながらの権利」にページを割いて、研修テーマにしている。言葉がけや働きがけについても細かく注意点を記述して職員の適切な対応を促している。虐待については関係機関と連携して観察するなど防止に努めている。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>運営法人は個人情報取扱規定を定めて、利用者向け「しおり」に取り扱いを記載し配付、園内にも掲示している。規定に利用目的・開示請求について明示し、利用者の同意を得て取り扱うように定めている。職員等には研修の実施、取り扱いに関する誓約書の提出を求めている周知を図っている。</p>		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>利用者にはアンケート調査を行いその結果と改善にむけた実践を公表している。要望や苦情については、事務室前にはダイヤル鍵がついたレターボックスが用意されていて便宜を図っている。狭隘ながら相談できる場所が確保されていて、相談についての記録もしている。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>利用者の「しおり」(重要事項説明書)に相談・苦情の担当や処理の流れを記載、入園時に説明し配っている。運営法人はマニュアルを用意し、苦情等を受け付けた報告と解決結果の報告に関して文書様式を定め、受付者から苦情解決責任者、必要に応じて第三者委員、そして申し出者宛に報告されるよう定め運用されている。</p>		

15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■ 保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>1-2年目の職員は保育日誌で振り返りをし、その後の保育に活かすシステムができています。メンター制度を採り入れて、疑問や不安の解消、これからの目標設定など広い視点で保育を考え実践できるようにしています。自己評価は3月に実施し、翌年の保育計画に反映している。自己評価の結果は、運営会議で公表し、透明性のある園づくりに役立っている。</p>		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務の基本や手順が明確になっている。 ■ 分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■ マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■ マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員向けに作成された「保育のガイドライン」には保育の基本と手順が明示され、保育者の利用に供されている。新人研修では、これを活用し意識を統一するように努めている。チーム会議や職員会議で話し合われた内容を園長・主任等で見直し、より実際の運営に即したマニュアルになるよう改定を現在進めている。</p>		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■ 問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>ホームページには、問い合わせと見学について担当者名が記載されている。利用者が知りたいこと聞きたいことも具体的に表記され、質問を前もって絞るやすい。今年度はコロナ禍に合わせた見学案内を掲載して、見学希望者の不安への配慮が見られる。見学は平日の午前と午後1組ずつが基本。見学と説明以外にも子育ての相談などにも対応している。</p>		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■ 説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■ 説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■ 保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園前に保育方針や一日の流れなどを「保育園生活のしおり」(重要事項説明書)にそって説明し、同意書を得ている。スライドを用いるなど具体的にわかりやすい説明への工夫がみられる。面談時には個別面談シートを用いて記録し、家庭の様子や保護者の状況を把握、その後の保育に活用している。</p>		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき全体の計画(保育課程)が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全体の計画(保育課程)は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■ 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■ 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体の計画が「家庭と共に、こどもの育ちの基礎となる、こころの根っこを育む」という保育理念を基に作成されている。開園当初は標準的な子ども像から作成した。しかし、クラスやチームの職員達が在園児の様子をもとにして、園として目指す子どもの姿と実態とを考え併せて現在では見直しを図っている。</p>		
20	全体の計画(保育課程)に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全体の計画(保育課程)に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体の計画を踏まえて、年間計画・月案・週案を作成している。3歳未満児と障害児等については、子どもの状態に合わせて、特にきめ細かい個別指導計画になっている。月案・週案は各指導計画中に評価・反省を記載できるように構成され、翌月・翌週の保育の改善に役立つようにしている。</p>		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場所が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■ 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>自由遊びの時間が多くしている。保育室に積み木・ままごと・絵本・おもちゃなどのコーナーを設置し、自由に遊べるようにしてある。感性を育てようと刺激の強いキャラクターのおもちゃでなく、フェルトや木の素材のものを重視し整えている。各クラスにお世話遊びができるウォールドルフ人形を置き名前を付けている。5歳児ではやりたいことを話し合うサークルタイムという時間を設けている。</p>		

22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>0歳から5歳児まで、雨天でも雨具をつけるなどして毎日外遊びに出かけるようにしている。目的地やルート上で子どもが興味を持ちそうな箇所や注意箇所などを下見でチェック、図化して保育に役立つようにしている。「みどりのネットワーク」の協力で稲刈り体験、ラグビーチームとの交流も行っている。園バスで様々な場所にも出かける。小学生から大人までが保育園生活に関わるボランティアの仕組みを作り地域社会との関わりを深めている。(今年度はコロナ禍で中止)</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育者向けガイドラインには、適切な行動や言葉かけについて具体的に示されていて役立つ。トラブルなどは状況を見守り適切なタイミングで関わる保育に努めると共に、集団生活でのルールを伝えたり、解決のために子どもと一緒に話し合うこともする。縦割り保育も行い、年長児が異年齢の子どもの世話をするなど役割を担う場面もある。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>特別な配慮が必要な子どもについては、配慮した個別支援計画を作成し記録している。職員を加配して保育し、職員会議では情報共有をしている。クラス内で孤立しないよう園全体で見守り対応するよう努力している。適宜、こども発達センターや療育機関、医療機関と連携し、相談や助言を受けている。保護者にも園での様子を伝え、専門機関を紹介するなど親子のフォローもしている。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>早番から遅番までの引き継ぎは、引き継シートを作成し伝え漏れが無いようにしている。早番・遅番職員は、業務について「自主点検チェック表」で確認し常に適切な環境の整備を心がけ、必要に応じた研修と会議を行っている。長時間保育の子どもがくつろげるスペースを用意したり、必要な補食や長時間保育の専用玩具などを準備し、安心して興味深く過ごせるよう工夫されている。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者とは「コドモン」という電子アプリで日々情報共有している。また「ストーリーブック」という個人の成長記録ファイルを通して家庭と共有している。コドモンを通しての情報(写真や献立など)は連携に役立っている。コロナ禍という制限された条件下ではあるが、これまで個人面談、懇談会、保育参加も実施したが、保護者アンケートでは直接話す機会を今以上に求める声もあった。保護者からの相談等は書面に記録し、内容によっては、適宜関係機関と連携して対応している。保護者会活動を推奨し、保護者からの持ち込み企画も積極的に受け入れている。小学校と連携し、保育要録も作成・送付している。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>看護師が在職し保健計画を策定、毎月の身体測定を実施したり保健だよりを発行している。尿検査や嘱託医による定期健診も行われている。朝の受け入れ時や保育中に目視による観察をして連絡帳に記録している。不適切な養育の兆候がある場合は、記録と共に浦安市子ども家庭支援センターと連携を図って対応するようにしている。</p>		

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント) ホームページに感染症の対応について詳しく掲載してある。今年は「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を園独自で作成し、改定しながら最新の対策を講じている。体調不良・事故・けが等対応マニュアルを整備し、看護師・園長・主任で情報を共有している。嘱託医院は同ビル内にある。職員は定期的に嘔吐処理、AED、救急救命研修を受講している。アルコール消毒、マスクの着用、手洗いがいい、体温測定を徹底している。		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
(評価コメント) 食育を保育計画に組み込み、見直し改善に努めている。給食を「食事」、調理室を「台所」と呼ぶほか、野菜の栽培や野菜の皮むき、味噌作り、稲刈りなどを子どもが体験する機会を設け、食べ物への興味を広げて食事を楽しんでいることを大切にしている。アレルギー対応は、専用の食器・トレイに除去確認書類を添付し、誤食防止を徹底している。嫌いなものをがんばって食べさせることはせず、食事が楽しい時間になるように配慮している。		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
(評価コメント) 室温・湿度をこまめにチェック、換気もしている。室内清掃や玩具の整頓は各基準マニュアルにそって適宜行われている。看護師が毎朝マニュアルに沿って確認をしたり、職員と子どもに保健計画に基づいた衛生指導をしている。子どもは「スタンプ」を手に押しそれを洗い流すなど手洗いが楽しくできるよう工夫もみられる。浦安市出張歯磨き指導を年2回実施している。		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
(評価コメント) 園外活動については、リスク(想定見守り)とハザード(できる限り排除)に分けてマニュアルを作成、下見をしてルートや活動場所の危険箇所をチェックして情報を共有している。事故対応マニュアルも作成し、ヒヤリハットや事故やケガで医療機関に受診したときには記録し保管している。職員会議で協議し再発防止に努めている。施設は「安全チェック表」で月1回確認している。不審者対策として警備保障会社と契約、市防犯課とも連携をとっている。ビルのテナントが合同で不審者対策訓練も実施した。		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
(評価コメント) 防災マニュアルは、地域や時宜に即した内容になるように見直しをしながら活用している。避難訓練年間計画表を作成し、毎月1回各所からの火災や地震を想定した訓練を実施している。園児への注意は「お・か・し・も」の約束を毎回繰り返し伝えている。災害非常持ち出し品、病院搬送時の持ち物を整備している。保護者には年1回は災害伝言ダイヤル体験を案内し、災害発生時はホームページ(HP)による状況報告と電子連絡帳の活用ができるようにしている。		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
(評価コメント) 園の開放、子育て講座、子育て応援講演会等を開催するほか、運営法人では各種の事業を実施し、アンケート調査によって子育て世代のニーズの把握に努めている。年1回連絡運営会を開催し、自治会・民生委員等の出席のもと園活動や保護者アンケート、ヒヤリハット報告、1年の振り返りを報告している。食材を近隣商店で購入したり、園児達が買い物体験をするなど、地域と積極的に関わろうとする姿勢も見受けられる。		